

山梨県公報

号外第十六号

令和四年

三月三十一日

木曜日

目次

- 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………五
- 山梨県県税条例施行規則等の一部を改正する規則……………五
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………七

規則

山梨県規則第十三号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「会計管理者」の下に「、男女共同参画・共生社会推進統括官」を加え、「感染症対策推進監、政策調査監、秘書監」を「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監、グリーン・ゾーン推進監、政策推進監」に改め、「、戦略広報監」を削り、「国際戦略監」の下に「、外国人活躍推進監、DX推進監、男女共同参画・共生社会推進監」を、「次長補佐」の下に「、企画監補佐、対策監補佐」を加え、「地域ブランド統括官」を「地域ブランド・DX統括官」に改め、「、男女共同参画・女性活躍推進監」及び「、リニア推進監、文化振興監」を削り、「地域ブランド統括官補」を「観光PR戦略監」に改め、「主任主計員」の下に「、特任専門員」を加え、「、グリーン・ゾーン推進監」を削り、「税務徴収企画監」の下に「、防

災対策専門監」を加え、「、審査調整指導監」、「、監査指導監」、「、地場産業振興監」、「、廃棄物対策指導監」、「、観光産業振興監」及び「、富士山保全企画監」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「、リニア用地対策幹」を削り、「環境保全幹」を「環境・エネルギー推進幹」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職の範囲を定める規則(昭和四十二年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

本則第二号中「、課長補佐」の下に「、室長補佐」を加える。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び局」を「、局及び男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。
 第七条第一項中「部等」の下に「(男女共同参画・共生社会推進統括官を除く。)」を加え、同条第二項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 観光資源課

南アルプス観光振興室

第九条中「感染症対策グループ、政策企画グループ」を「感染症対策企画グループ、秘書課」に、「林政総務課」を「森林政策課」に改め、同条第四号中「、防災危機管理課」を削る。

第十一条中「又は感染症対策統轄官」を「、感染症対策統轄官又は男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

第十二条第二項中「知事直轄組織」の下に「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を加える。

第十二条の二第五項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 企画調整主幹 上司の命を受け、基本的事項についての企画に参画し、及び調整をし、又は特定事項を処理する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。
(男女共同参画・共生社会推進統括官等)

第十二条の三 本庁に男女共同参画・共生社会推進統括官を置く。

2 本庁に必要なに応じ、男女共同参画・共生社会推進統括官を補佐する次長を置く。

3 本庁に男女共同参画・共生社会推進統括官を補佐する男女共同参画・共生社会推進監を置く。

4 本庁に必要なに応じ、男女共同参画・共生社会推進統括官を補佐する主幹、推進監補佐、副主幹、主査又は副主査を置く。

5 前各項に規定するもののほか、必要なに応じ、上司の命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置く。

6 前項の職の名称は、別に定める。

第十三条第一項中「地域ブランド統括官、理事、男女共同参画・女性活躍推進監及び地域ブランド統括官補」を「地域ブランド・DX統括官及び理事」に改める。

第十四条第一項中「知事政策局」を「男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

新型コロナウイルス対策グループ	新型コロナウイルス対策監
グリーン・ゾーン推進グループ	グリーン・ゾーン推進監

第十四条の二第一項の表政策調査グループの項中「政策調査グループ」を「地域ブランド推進グループ」に、「政策調査監」を「政策推進監」に改め、同表秘書グループの項を削り、同表広聴広報グループの項中「及び戦略広報監」を削り、同表に次のように加える。

外国人活躍推進グループ	外国人活躍推進監
DX推進グループ	DX推進監

第十四条の二第二項中「管理監」の下に「、企画監補佐、対策監補佐」を加え、同条第三項中「感染症対策推進監、政策参事、政策調査監、秘書監」を「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監、グリーン・ゾーン推進監、政策参事、政策推進監」に、「戦略広報監及び国際戦略監」を「国際戦略監、外国人活躍推進監及びDX推進監」に、「感染症対策推進監等」を「感染症対策企画監等」に改め、同条第四項中「感染症対策推進監等」を「感染症対策企画監等」に改め、同条第五項中「推進監補佐」を「企画監補佐、対策監補佐、推進監補佐」に改める。

第十六条第三項第十五号中「専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例」を「専門学校山梨県立農林大学校設置及び管理条例」に改める。

第十八条第一項中「、精神保健福祉センター」を削り、「動物愛護指導センター」の下に「、精神保健福祉センター」を加え、「、子ども心理治療センターうぐいすの杜」及び「、計量検定所」を削り、「専門学校農業大学校」を「専門学校農林大学校」に改め、同条第八項中「こころの発達総合支援センター」を「子ども心理治療センターうぐいすの杜」に改め、同条第二十項中「専門学校農業大学校」を「専門学校農林大学校」に改める。

第二十五条第二項中「及び次長補佐」を削り、「応じ」の下に「、次長補佐」を加える。

別表第一の一の表知事直轄組織の部感染症対策グループの項中「感染症対策グループ」を「感染症対策企画グループ」に改め、同項第三号及び第五号中「こと」の下に「(新型コロナウイルス感染症に係るものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

新型コロナウイルス対策グループ	一 新型コロナウイルス感染症の予防及び新型コロナウイルス感染症の患者に対する医療に関すること。
	二 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関すること

	<p>三 退所後ケアに関すること。</p> <p>四 ホームケアに関すること。</p>
グリーン・ゾーン推進グループ	<p>やまなしグリーン・ゾーン構想の推進に関すること。</p>

別表第一の一の表知事政策局の部政策企画グループの項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項の前に次のように加える。

秘書課	<p>一 秘書に関すること。</p> <p>二 儀典に関すること。</p> <p>三 表彰及び褒章に関すること。</p>
-----	--

別表第一の一の表知事政策局の部政策調査グループの項中「政策調査グループ」を「地域ブランド推進グループ」に改め、同項第一号中「知事の特命事項に係る調査検討」を「ブランドプロモーション」に改め、同項第二号中「やまなし地域プロモーション戦略の推進」を「政策に係る調査検討」に改め、同部秘書グループの項を削り、同部国際戦略グループの項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同項の次に次のように加える。

外国人活躍推進グループ	<p>一 外国人雇用に関する施策の企画調整に関すること。</p> <p>二 多文化共生の推進に関すること。</p>
DX推進グループ	<p>一 デジタルトランスフォーメーションの推進に係る企画立案及び総合調整に関すること。</p> <p>二 情報通信技術の活用に関すること。</p> <p>三 情報通信産業の振興に関すること。</p>

別表第一の一の表スポーツ振興局の部スポーツ振興課の項第十一号中「山梨県立射撃場、山梨県立八ヶ岳スケートセンター及び飯田野球場」を「八代射撃場、飯田野球場及び緑が丘スポーツ公園」に改め、同項第十二号を削る。

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活総務課の項中第五号及び第六号を次のよう

に改める。

五 ボランティア・NPO活動の推進の総合調整に関すること。

六 特定非営利活動法人に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活総務課の項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、第十二号を削り、第十三号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 やまなし地域づくり交流センターに関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部県民生活総務課の項第十四号を削り、同部県民安全協働課の項第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七 人権施策に係る総合調整及び関係機関との連絡調整に関すること。

十八 同和対策事業の連絡調整に関すること。

別表第一の一の表県民生活部の部県民安全協働課の項第二十二号中「及び食の安全・安心審議会」を「食の安全・安全審議会及びいじめ問題調査会」に改め、同項第二十四号を削り、同項中「県民安全協働課」を「県民生活安全課」に改め、同部私学・科学振興課の項第八号中「いじめ問題調査会」を削り、同部グリーン・ゾーン推進課の項を削る。

別表第一の一の表林政部の部林政総務課の項中「林政総務課」を「森林政策課」に改め、同項第七号中「林務環境事務所」の下に「(環境・エネルギーに関することを除く。)」を加え、同部林業振興課の項に次の一号を加える。

十 専門学校農林大学校(森林学科に関することに限る。)に関すること。

別表第一の一の表環境・エネルギー部の部環境・エネルギー政策課の項中第七号を第九号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 林務環境事務所(環境・エネルギーに関することに限る。)に関すること。

別表第一の一の表環境・エネルギー部の部環境・エネルギー政策課の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関すること。

別表第一の一の表産業労働部の部労働雇用課の項中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 労働者協働組合に関すること。

別表第一の一の表観光文化部の部観光資源課の項第六号中「富士山の観光」を「山岳観光」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同部世界遺産富士山課の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 富士山登山観光の振興に関すること。

別表第一の一の表観光文化部の部世界遺産富士山課の項に次の一号を加える。

八 富士北麓駐車場に関すること。
 別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項第十三号中「専門学校農業大学校」を「専門学校農林大学校（森林学科に関するものを除く。）」に改める。
 別表第一の一の表県土整備部の部治水課の項に次の一号を加える。
 十二 流域治水対策に関すること。
 別表第一の二の表中DX推進室の項を削り、火山防災対策室の項の次に次のように加える。

南アルプス
 観光振興室

南アルプス観光の振興に関すること。

別表第三中北林務環境事務所の項、峡東林務環境事務所の項、峡南林務環境事務所の項及び富士・東部林務環境事務所の項中「環境課」を「環境・エネルギー課」に改め、同表専門学校農業大学校の項中「専門学校農業大学校」を「専門学校農林大学校」に改める。

別表第四の五の項中

「道路課
 中部横断自動車道推進課」

を「道路課」に改める。

別表第五中精神保健福祉センターの項を削り、動物愛護指導センターの項の次に次のように加える。

精神保健福祉センター

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉の知識の普及並びに啓発に関すること。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉の調査研究に関すること。
- 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導並びに複雑困難な事例の処理に関すること。
- 四 精神通院医療公費負担の申請及び精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する決定に関すること。
- 五 精神保健関係機関の職員の研修及び技術援助に関すること。
- 六 精神保健活動組織の育成援助に関すること。
- 七 自殺対策に関すること（専門性が高いもの及び広域的なものに限る。）。
- 八 精神医療審査会に関すること。

別表第五林務環境事務所の項中第四十八号を第四十九号とし、第十四号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。
 十四 太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関すること。
 別表第五専門学校農業大学校の項中「専門学校農業大学校」を「専門学校農林大学校」に改め、同項第六号中「農業」の下に「及び林業」を加え、同表建設事務所の項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第三十九号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
 3 この規則の施行の際に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

知事直轄組織感染症対策グループ	知事直轄組織感染症対策企画グループ
県民生活部グリーン・ゾーン推進課	知事直轄組織グリーン・ゾーン推進グループ
知事政策局秘書グループ	知事政策局秘書課
知事政策局政策調査グループ	知事政策局地域ブランド推進グループ
県民生活部県民安全協働課	県民生活部県民生活安全課
林政部林政総務課	林政部森林政策課
専門学校農業大学校	専門学校農林大学校

(山梨県事務委任規則の一部改正)

4 山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「専門学校農林大学校長」を「専門学校農林大学校長」に改める。

（山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則の一部改正）

5 山梨県職員の特別褒賞金に関する条例施行規則（昭和四十三年山梨県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「感染症対策統轄官」の下に「、男女共同参画・共生社会推進統括官にあつては男女共同参画・共生社会推進統括官」を加える。

山梨県規則第十六号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「感染症対策統轄官」の下に「、組織規則第十二条の三第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を加え、同条第二号中「感染症対策統轄官補」の下に「、組織規則第十二条の三第二項に規定する次長」を加え、同条第三号中「室長」の下に「、組織規則第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監」を加え、「感染症対策推進監等」を「感染症対策企画監等」に改め、同条第四号中「室長補佐」の下に「、組織規則第十二条の三第四項に規定する主幹」を加え、「、管理監、推進監補佐及び政策補佐」を「及び管理監」に改め、同条第五号中「補佐する課長補佐」の下に「並びに組織規則第十二条の三第四項に規定する推進監補佐並びに組織規則第十四条の二第二項に規定する企画監補佐、対策監補佐、推進監補佐及び政策補佐」を加え、同条第六号中「こころの発達総合支援センター」を「子ども心理治療センター」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県税条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県税条例施行規則の一部を改正する規則

（山梨県税条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県税条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び次長」を「、次長」に改め、「限る。」の下に「及び特任専門員」を加える。

第三条第一項第一号中「及び次長」を「、次長」に改め、「限る。」の下に「及び特任専門員」を加える。

第四十四号様式の二（その一）中「（注）別添付資料の監」を削り、同様式（その二）を次のように改める。

法人の設立・変更等の届出書(その2)							
山梨県総合県税事務局長 殿			年 月 日				
			所在地〒 TEL				
			名称 印 法人番号				
山梨県県税条例第30条の2の規定により届け出ます。							
法人税のグループ通算制度の承認等に係る届出事項	通算法人の種類	<input type="checkbox"/> 通算親法人になった。 <input type="checkbox"/> 通算子法人になった。 <input type="checkbox"/> 通算親法人でなくなった。 <input type="checkbox"/> 通算子法人でなくなった。		左記区分に該当することとなった事由	<input type="checkbox"/> グループ通算制度の承認申請の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 通算完全支配関係等を有しなくなった。 <input type="checkbox"/> 青色申告の承認の取消しの通知を受けた。 <input type="checkbox"/> グループ通算制度の取りやめの承認があった。		
	届出事由発生年月日	年 月 日 (年 月 日 税務署提出)		通算親法人最初通算事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日		
	法人税法第14条第8項の規定による加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		通算子法人最初通算事業年度	自 年 月 日 至 年 月 日		
	この届出の事由により事業年度を変更することとなる場合		変更前	年 月 日から 年 月 日まで			
			変更後	年 月 日から 年 月 日まで			
	法人の区分	<input type="checkbox"/> 時価評価法人 <input type="checkbox"/> 関連法人		通算法人となる前の申告期限の延長の有無	事業税	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ ・ ・ の事業年度から 月間	
					県民税	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・ ・ ・ の事業年度から 月間	
	通算親法人※納税義務者が通算子法人である場合に記入すること。		(ふりがな) 法人の名称				
			主たる事務所又は事業所の所在地及び電話番号		〒 TEL		
	備考						
関与税理士	事務所の所在地等	〒 TEL					
	氏名						
添付書類(届出内容が確認できるものを添付すること。)		<input type="checkbox"/> グループ通算制度の承認の申請書の写し <input type="checkbox"/> グループ通算制度の承認申請の却下の写し <input type="checkbox"/> その他()					

(山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**海峯法人**」を「**海峯法人**」に改める。

(山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**海峯法人**」を「**海峯法人**」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 第一条の規定による改正後の山梨県県税条例施行規則第四十四号様式の二は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度における同条の規定による改正前の山梨県県税条例施行規則第四十四号様式の二の適用については、同様式中「**〇**連帯納税適用の取りやめの承認があつた。」とあるのは「**〇**グループで連帯納税適用の取りやめの承認があつた。」とする。

取りやめの承認があつた。」とあるのは「法人税法第15条の2第2項」とあるのは度へ移行しない旨の届出をした。」とあるのは「法人税法第15条の2第2項」とあるのは

「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法第15条の2第2項」とある。

4 第二条の規定による改正後の山梨県地域経済牽引事業促進区域における県税の特別措置に関する条例施行規則第二条第一項の規定により提出する課税免除申請書に係る法人の事業年度がこの規則の施行の日前に開始した事業年度である場合における同規則第一号様式の適用については、同様式中「**海峯法人**」とあるのは、「**海峯法人**」とする。

5 第三条の規定による改正後の山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関

する条例施行規則第二条第一項の規定により提出する課税免除・不均一課税申請書に係る法人の事業年度がこの規則の施行の日前に開始した事業年度である場合における同規則第一号様式の適用については、同様式中「**海峯法人**」とあるのは、「**海峯法人**」とする。

山梨県規則第十八号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「感染症対策統括官」の下に、「組織規則第十二条の三第一項に規定する男女共同参画・共生社会推進統括官」を加え、同条第二号中「組織規則第十四条第一項」を「組織規則第十二条の三第三項に規定する男女共同参画・共生社会推進監、組織規則第十四条第一項」に、「感染症対策推進監等」を「感染症対策企画監等」に改め、同条第五号中「こころの発達総合支援センター」を「子ども心理治療センター」に改め、同条に改める。

第三十条第三項の表二の項中「知事政策局」を「男女共同参画・共生社会推進統括官」に、「政策企画監」を「主幹」に改め、「精神保健福祉センター次長」を削り、「動物愛護指導センター次長」の下に、「精神保健福祉センター次長」を加え、「子ども心理治療センター」及び「計量検定所次長」を削り、「専門学校農業大学次長」を「専門学校農林大学次長」に改める。

第四十六条第二項中「県内における手形交換所(簡易手形交換所を含む。参加地域)」を「全国の区域」に改める。

第四十六条の二の次に次の一条を加える。

(収納の委託基準)

第四十六条の三 令第百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、財務状況が良好であること。

二 普通地方公共団体の公金又は電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納について実績を有していること。

三 収納した金額、納付日等を電磁的記録によつて正確に記録し、かつ、当該電磁的記録を電気通信回線を通じて、山梨県の使用に係る電子計算機に送信することがで

きること。

第四十八条第三号中「第五百五十八条第三項」の下に「又はその他の法令」を加える。
第七十一条第四項中「あり、かつ、前渡金額」を「ある場合又は前渡金額」に改める。

第二百三条中「し、雑部金繰越整理簿（第百三十六号様式）により整理」を削る。

第二百三十七条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百三十八条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とする。

第二百三十九条に次の一号を加える。

七 雑部金繰越整理簿（第百六十四号様式）

第二百四十条に次の一号を加える。

七 雑部金繰越整理簿

第二百四十六条第一項第八号中「及び収入証紙」を削り、同項に次の二号を加える。

十 あらかじめ用途を特定して購入し、その全てを即日消費する郵便切手類（収入証紙を除く。）

十一 あらかじめ用途を特定して購入し、その全てを消費する収入証紙

第二百六十九条及び第二百七十条第二項中「第二百四十三条の二第一項各号」を「第二百四十三条の二の二第一項各号」に改める。

別表第一中「、精神保健福祉センター」を削り、「動物愛護指導センター」の下に「、精神保健福祉センター」を加え、「専門学校農業高等学校」を「専門学校農林大学校」に改める。

第百三十六号様式を次のように改める。

第136号様式 削除

第百六十四号様式を次のように改める。

第164号様式（第239条関係）

雑部金繰越整理簿

繰越年月日	金額	繰越金の内容	納人		払出年月日	取扱者印
			住所	氏名		

- 注 1 原則として細節ごとに別葉とすること。
 2 原則として連年扱とし、年度ごとに合計を記載すること。
 3 納人1人ごとに繰越年月日、金額等を記載すること。
 4 合計額は、雑部金出納簿の繰越額と一致すること。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第四十六条第二項の改正規定は、同年十一月四日から施行する。
(山梨県県税条例施行規則の一部改正)
- 2 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。
第五条の九を削る。